

第 7 1 8 号  
平成26年 2月10日 発行

# 天理市公報

発行 天 理 市  
編集 総務部総務課

## 目 次

規 則	番号	頁数
・天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例施行規則	1	2
・天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2	2
告 示	番号	頁数
・地縁による団体の認可について	1	3
・放置自転車等の保管について	2	3
・放置自転車等の保管について	3	4
・放置自転車等の保管について	4	4
・放置自転車等の保管について	5	5
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	6	5
・放置自転車等の保管について	7	5
・放置自転車等の保管について	8	6
・放置自転車等の保管について	9	6
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	10	6
・放置自転車等の保管について	11	7
・放置自転車等の保管について	12	7
・放置自転車等の保管について	13	7
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	14	8
・放置自転車等の保管について	15	8
・放置自転車等の保管について	16	8
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	17	9
・放置自転車等の保管について	18	9
・放置自転車等の保管について	19	9
・放置自転車等の保管について	20	10
・放置自転車等の保管について	21	10
・放置自転車等の保管について	22	10
・公示送達について	23	11
・地縁による団体の告示事項の変更に ついて	24	11
・放置自転車等の保管について	25	11

・公示送達について	26	12
・放置自転車等の保管について	27	12
・公示送達について	28	12
・放置自転車等の保管について	29	13
・放置自転車等の保管について	30	13
・放置自転車等の保管について	31	13
・放置自転車等の保管について	32	14
・放置自転車等の保管について	33	14
・放置自転車等の保管について	34	15
・放置自転車等の保管について	35	15
・放置自転車等の保管について	36	15
・放置自転車等の保管について	37	16
・放置自転車等の保管について	38	16
・放置自転車等の保管について	39	17

公 告	番号	頁数
・天理市学童保育所の指定管理者の指定について	1	17
・農用地利用集積計画について	2	18
・都市計画法に基づく公聴会の開催について	3	18

教育委員会	番号	頁数
・天理市体育施設等の指定管理者の指定について	1	19
・定例教育委員会の招集について	2	19

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	1	19

選挙管理委員会	番号	頁数
・天理市長選挙候補者の選挙運動に 関しなされた寄附及びその他の収入並 びに支出に関する報告書の要旨につ いて	1	21

公営企業	番号	頁数
・平成25年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について	1	31
・一般競争入札について	2	31

## 規 則

(平成26年 1月 9日 掲示済)

天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年 1月 9日

天理市長 並 河 健

### 天理市規則第1号

天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市立メディカルセンターの設置等に関する条例（平成25年6月天理市条例第24号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受付時間及び診療時間)

第2条 天理市立メディカルセンター（以下「センター」という）の外来患者の診療等（在宅看護に関する業務は除く）の受付時間及び診療時間は、次のとおりとする。

(1) 受付時間 午前8時30分から正午まで

(2) 診療時間 午前9時から午後3時まで

2 前項に規定する受付時間及び診療時間について、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休診日)

第3条 センターの休診日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休診することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月30日から翌年の1月3日までの日

(診察券)

第4条 センターにおいて診療を受けようとする者は、診察券の交付を受け、診察の都度これを提示しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(天理市立病院事業の設置等に関する条例施行規則等の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 天理市立病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和50年1月天理市規則第2号）

(2) 天理市立病院処務規則（昭和50年1月天理市規則第3号）

(3) 天理市立病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年3月天理市規則第3号）

(平成26年 1月22日 掲示済)

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 1月22日

天理市長 並 河 健

### 天理市規則第2号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則（平成13年11月天理市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,000円」を「2,050円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に移動し、保管した自転車等に係る費用について適用し、同日前に移動し、保管した自転車等に係る費用については、なお従前の例による。

# 告 示

(平成26年 1月 6日 掲示済)

天理市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体を下記のとおり認可したので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成26年 1月 6日

天理市長 並 河 健

記

名 称	小路町自治会
規約に定める目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡</li> <li>・美化・清掃等区域内の環境の整備</li> <li>・集会施設を含む地域の財産の維持管理</li> <li>・防犯と防災の維持管理と安全の確保</li> </ul>
区 域	天理市小路町全域とする。（ただし、34番、51番3、52番～61番1、64番～67番、70番、71番、74番、92番、93番2、96番、105番1、108番、109番、116番2、160番1～160番50、160番52～170番2、183番2、184番、205番1、207番～209番、211番～228番、312番～315番を除く）
主たる事務所	天理市小路町267番地
代表者の氏名及び住所	堀内 晃 天理市小路町267番地
裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）	なし
代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）	なし
規約に解散の事由を定めたときは、その事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第260条の20の規定により解散する。</li> <li>・総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。</li> </ul>
認可年月日	平成26年 1月 1日

(平成26年 1月 6日 掲示済)

天理市告示第2号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月 6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 1月 6日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年1月6日から平成26年3月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成26年1月6日揭示済）

天理市告示第3号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年1月6日

天理市長 並 河 健

1 撤去理由

自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

2 移動日

平成25年12月27日

3 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年1月6日から平成26年7月4日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

4 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 延滞期間に応じた駐車料金

5 連絡先

ミディ総合管理(株) 電話 06-4399-9088

天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成25年1月7日揭示済）

天理市告示第4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年1月7日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年1月7日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年1月7日から平成26年3月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

(平成26年1月7日揭示済)

天理市告示第5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年1月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年1月7日
  - 3 移動対象区域  
天理市岩室町1043番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年1月7日から平成26年3月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年1月9日揭示済)

天理市告示第6号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、岸田町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成26年1月9日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市岸田町467番地 平井 史郎  
変更後 代表者 天理市岸田町442番地 冬木 正啓  
変更年月日 平成26年1月1日

(平成26年1月9日揭示済)

天理市告示第7号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年1月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年1月9日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年1月9日から平成26年3月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 1月 9日 掲示済)

天理市告示第8号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月 9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 1月 9日
  - 3 移動対象区域  
天理市西井戸堂町452番地 1先放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 1月 9日から平成26年 3月 9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 1月10日 掲示済)

天理市告示第9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 1月10日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 1月10日から平成26年 3月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 1月14日 掲示済)

天理市告示第10号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町中定区自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成26年 1月14日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市福住町6883番地	奥田 宗生
変更後	代表者	天理市福住町6785番地	木村 洋一
変更年月日		平成26年 1月 5日	

(平成26年 1月14日 掲示済)

天理市告示第11号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 1月14日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 1月14日から平成26年 3月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 1月14日 掲示済)

天理市告示第12号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 1月14日
  - 3 移動対象区域  
天理市三島町360番地6先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 1月14日から平成26年 3月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 1月15日 掲示済)

天理市告示第13号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 1月15日

3 移動対象区 域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年1月15日から平成26年3月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年1月15日揭示済)

天理市告示第14号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、新泉町新町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成26年1月15日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市新泉町323番地3 下玉 慶幸

変更後 代表者 天理市新泉町438番地8 菊川 義勝

変更年月日 平成26年1月11日

(平成26年1月16日揭示済)

天理市告示第15号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年1月16日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年1月16日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年1月16日から平成26年3月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年1月17日揭示済)

天理市告示第16号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年1月17日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年1月17日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 1月17日から平成26年 3月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 1月20日 揭示済)

天理市告示第17号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、福住町鈴原自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成26年 1月20日

天理市長 並 河 健

変更前 代表者 天理市福住町10524番地 竹平 滋男

変更後 代表者 天理市福住町10526番地 千葉 琢人

変更年月日 平成26年 1月 5日

(平成26年 1月20日 揭示済)

天理市告示第18号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月20日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 1月20日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 1月20日から平成26年 3月20日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 1月21日 揭示済)

天理市告示第19号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月21日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年 1月21日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年 1月21日から平成26年 3月21日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

- 律第178号)に規定する休日を除く。)
- (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

(平成26年 1月21日 掲示済)

天理市告示第20号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 1月21日
- 3 移動対象区域  
天理市長柄町2098番地7先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年 1月21日から平成26年 3月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

(平成26年 1月21日 掲示済)

天理市告示第21号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 1月21日
- 3 移動対象区域  
天理市西長柄町89番地2先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間  
平成26年 1月21日から平成26年 3月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
  - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

(平成26年 1月22日 掲示済)

天理市告示第22号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 1月22日
  - 3 移動対象区域  
天理市西井戸堂町436番地 6 先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 1月22日から平成26年 3月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 1月22日 揭示済)

天理市告示第23号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年 1月22日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 1月23日 揭示済)

天理市告示第24号

地方自治法第260条の2第11項の規定により、東井戸堂町自治会から地縁による団体の告示事項変更届出書の提出がありましたので、同条第10項の規定に基づき告示します。

平成26年 1月23日

天理市長 並 河 健

変更前	代表者	天理市東井戸堂町318番地 2	伊藤 弘
変更後	代表者	天理市東井戸堂町67番地	南 史郎
変更年月日		平成26年 1月12日	

(平成26年 1月23日 揭示済)

天理市告示第25号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月23日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 1月23日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年1月23日から平成26年3月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年1月24日揭示済)

天理市告示第26号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年1月24日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年1月24日揭示済)

天理市告示第27号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年1月24日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年1月24日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年1月24日から平成26年3月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年1月24日揭示済)

天理市告示第28号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年1月24日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年 1月27日 掲示済)

天理市告示第29号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 1月27日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 1月27日から平成26年 3月27日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 1月28日 掲示済)

天理市告示第30号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 1月28日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 1月28日から平成26年 3月28日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年 1月29日 掲示済)

天理市告示第31号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 1月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年1月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年1月29日から平成26年3月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年1月30日揭示済)

天理市告示第32号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年1月30日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年1月30日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年1月30日から平成26年3月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年1月31日揭示済)

天理市告示第33号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年1月31日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年1月31日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年1月31日から平成26年3月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年 2 月 3 日 掲示済)

天理市告示第34号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 2 月 3 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 2 月 3 日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 2 月 3 日から平成26年 4 月 3 日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 2 月 3 日 掲示済)

天理市告示第35号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第2項の規定により告示する。

平成26年 2 月 3 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由  
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年 1 月 31 日
  - 3 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年 2 月 3 日から平成26年 8 月 1 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前 9 時から午後 6 時まで
- (以下 略)

(平成26年 2 月 4 日 掲示済)

天理市告示第36号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年 2 月 4 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日  
平成26年 2 月 4 日
- 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
  - (1) 返還期間

平成26年2月4日から平成26年4月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで  
(以下 略)

(平成26年2月4日揭示済)

天理市告示第37号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年2月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年2月4日
  - 3 移動対象区域  
天理市嘉幡町708番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年2月4日から平成26年4月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年2月5日揭示済)

天理市告示第38号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年2月5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年2月5日
  - 3 移動対象区域  
天理市三島町171番地先放置禁止区域外
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年2月5日から平成26年4月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年2月5日揭示済)

天理市告示第39号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年2月5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
  - 2 移動日  
平成26年2月5日
  - 3 移動対象区域  
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
  - 4 保管場所 略
  - 5 返還期間及び返還時間
    - (1) 返還期間  
平成26年2月5日から平成26年4月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
    - (2) 返還時間  
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

## 公 告

(平成26年1月8日揭示済)

### 天理市公告第1号

天理市学童保育所の指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。  
 平成26年1月8日

天理市長 並 河 健

#### 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称	位置
丹波市第一学童保育所	天理市丹波市町163番地1
丹波市第二学童保育所	天理市三島町395番地
山の辺学童保育所	天理市別所町261番地3
井戸堂学童保育所	天理市西井戸堂町399番地3
前栽第一学童保育所	天理市富堂町294番地
前栽第二学童保育所	天理市前栽町341番地7
前栽第三学童保育所	天理市富堂町294番地
二階堂学童保育所	天理市二階堂南菅田町640番地
朝和第一学童保育所	天理市成願寺町412番地4
朝和第二学童保育所	天理市成願寺町412番地4
櫟本学童保育所	天理市櫟本町2426番地1
柳本学童保育所	天理市柳本町719番地

- 2 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地  
 名 称 一般社団法人 天理市学童保育連絡協議会  
 代表者 代表理事 桑山 はつえ  
 主たる事務所の所在地 天理市別所町261番地3
- 3 指定期間  
 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

(平成26年1月30日揭示済)

### 天理市公告第2号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成26年 1月30日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成26年 1月31日 掲示済)

天理市公告第3号

都市計画法に基づく公聴会の開催について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、大和都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するための公聴会を次のとおり開催します。

平成26年 1月31日

天理市長 並河 健

1 公聴会開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成26年 2月16日（日）午後1時から	天理市役所 5階533会議室（天理市川原城町605番地）

2 作成しようとする都市計画の変更案の概要

変更案を作成しようとする都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更しようとする土地の区域

種類及び名称	都市計画を変更しようとする土地の区域
大和都市計画道路 3・4・403号 勾田櫟本線	天理市櫛町
大和都市計画道路 3・4・408号 守目堂線	天理市守目堂町、丹波市町、田町
大和都市計画道路 3・5・400号 豊田公園線	天理市豊田町
大和都市計画道路 3・5・403号 豊井福住線	天理市布留町、豊井町

3 変更案に関する図書の閲覧

2に関する関係図書は、天理市建設部まちづくり計画課において、平成26年 1月31日（金）から平成26年 2月14日（金）まで一般の閲覧に供します。

4 公述申出書の提出の方法及び提出期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者（天理市の住民その他の利害関係者に限ります。）は、公述申出書に変更案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、年齢、職業及び電話番号を併記した文書一通（別記様式参照）を天理市長宛てとし、天理市建設部まちづくり計画課（天理市川原城町605番地）に平成26年 2月10日（月）までに必着するよう提出してください。

5 公述人の選定及び通知

公聴会において意見を述べることができる者は、公述申出書を提出した者のうちから天理市長が選定し、その旨を通知した者とします。

6 変更案に関する問い合わせ

天理市建設部まちづくり計画課（0743-63-1001）にお問い合わせください。

7 公聴会に関する問い合わせ

天理市建設部まちづくり計画課（0743-63-1001）にお問い合わせください。

なお、公述申出書の提出がない場合は、公聴会を中止します。

## 教育委員会

(平成26年 1月 9日 掲示済)

### 天理市教育委員会公告第 1 号

天理市体育施設等の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成26年 1月 9日

天理市教育委員会  
委員長 前川 喜太郎

#### 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び位置

##### 天理市体育施設

名称	位置
奈良県天理健民運動場	天理市西長柄町595番地
天理市白川ダム運動場	天理市楯町895番地
天理市二階堂運動場	天理市嘉幡町520番地
天理市福住運動場	天理市福住町4792番地26
天理市立二階堂体育館	天理市嘉幡町520番地
天理市立三島体育館	天理市三島町140番地1
天理市グラウンド・ゴルフ場	天理市杉本町150番地

##### 有料公園施設

名称	位置
天理市立庭球場	天理市西長柄町595番地
天理市立総合体育館	天理市西長柄町595番地

#### 2 指定管理者となる団体の名称、代表者及び主たる事務所の所在地

団体の名称 株式会社河合楽器製作所  
代表者名 代表取締役 河合 弘 隆  
主たる事務所の所在地 静岡県浜松市中区寺島町200番地

#### 3 指定期間

平成26年 4月 1日から平成29年 3月31日まで

(平成26年 1月30日 掲示済)

### 天教告示第 2 号

平成26年 2月 4日 午後 1時30分から 2月 定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成26年 1月30日

天理市教育委員会  
教育委員長 前川 喜太郎

## 農業委員会

(平成26年 1月27日 掲示済)

### 天農委告示第 1 号

平成26年 2月 7日 午後 2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成26年 1月27日

天理市農業委員会  
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する許可申請について  
議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について  
議案第4号 天理農業振興地域整備計画の変更について  
議案第5号 その他  
① 市街化区域の専決処分について（報告）

---

## 選挙管理委員会

---

(平成26年1月7日揭示済)

天選告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定により提出された平成25年10月20日執行の天理市長選挙候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出に関する報告書の要旨は、次のとおりである。

平成26年1月7日

天理市選挙管理委員会  
委員長 堀内靖介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1 選挙の種類 平成25年10月20日執行 天理市長選挙				
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) <u>7,377,500円</u>				
3 報告書の要旨				
候補者氏名	澤田 昌久	所属党派	無所属	期間 10月1日 第1回
出納責任者氏名	菊岡 孝之			10月24日
収 入		支 出		
主たる寄付		人件費 <u>602,000</u>		
氏名・団体名	(職業) (寄附額) 円	家屋費 <u>938,000</u>		
(略)	他7名 280,000	選挙事務所費 <u>910,000</u>		
(略)	他7名 112,000	集会会場費 <u>28,000</u>		
その他の寄附 <u>0</u>		通信費 <u>0</u>		
その他の収入 <u>4,000,000</u>		交通費 <u>400</u>		
今回計 <u>4,392,000</u>		印刷費 <u>943,048</u>		
前回計 <u>0</u>		広告費 <u>176,264</u>		
総計 <u>4,392,000</u>		文具費 <u>2,835</u>		
		食糧費 <u>215,821</u>		
		休泊費 <u>0</u>		
		雑費 <u>6,790</u>		
		今回計 <u>2,885,158</u>		
		前回計 <u>0</u>		
		総計 <u>2,885,158</u>		
報告書受理年月日		平成25年11月5日 第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1 選挙の種類 平成25年10月20日執行 天理市長選挙				
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) <u>7,377,500円</u>				
3 報告書の要旨				
候補者氏名	澤田 昌久	所属党派	無所属	期間 11月6日 第2回
出納責任者氏名	菊岡 孝之			11月13日
収 入		支 出		
主たる寄付		人件費 <u>0</u>		
氏名・団体名	(職業) (寄附額) 円	家屋費 <u>0</u>		
その他の寄附	<u>0</u>	選挙事務所費 <u>0</u>		
その他の収入	<u>0</u>	集会会場費 <u>0</u>		
今回計	<u>0</u>	通信費 <u>0</u>		
前回計	<u>4,392,000</u>	交通費 <u>0</u>		
総計	<u>4,392,000</u>	印刷費 <u>0</u>		
		広告費 <u>514,600</u>		
		文具費 <u>0</u>		
		食糧費 <u>0</u>		
		休泊費 <u>0</u>		
		雑費 <u>68,340</u>		
		今回計 <u>582,940</u>		
		前回計 <u>2,885,158</u>		
		総計 <u>3,468,098</u>		
報告書受理年月日		平成25年11月12日 第2回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1 選挙の種類 平成25年10月20日執行 天理市長選挙				
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) <u>7,377,500円</u>				
3 報告書の要旨				
候補者氏名	澤田 昌久	所属党派	無所属	期間 11月18日 第3回
出納責任者氏名	菊 岡 孝 之			11月26日
収 入			支 出	
主たる寄付			人件費 <u>0</u>	
氏名・団体名	(職業)	(寄附額) 円	家屋費 <u>0</u>	
その他の寄附 <u>0</u>			選挙事務所費 <u>0</u>	
その他の収入 <u>0</u>			集会会場費 <u>0</u>	
今回計 <u>0</u>			通信費 <u>32,478</u>	
前回計 <u>4,392,000</u>			交通費 <u>0</u>	
総 計 <u>4,392,000</u>			印刷費 <u>0</u>	
			広告費 <u>0</u>	
			文具費 <u>0</u>	
			食糧費 <u>0</u>	
			休泊費 <u>0</u>	
			雑 費 <u>30,261</u>	
			今回計 <u>62,739</u>	
			前回計 <u>3,468,098</u>	
			総 計 <u>3,530,837</u>	
報告書受理年月日		平成25年11月25日 第3回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1 選挙の種類 平成25年10月20日執行 天理市長選挙				
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) <u>7,377,500円</u>				
3 報告書の要旨				
候補者氏名	澤田 昌久	所属党派	無所属	期間 11月30日 第4回
出納責任者氏名	菊 岡 孝 之			11月30日
収 入		支 出		
主たる寄付		人件費 <u>0</u>		
氏名・団体名	(職業) (寄附額) 円	家屋費 <u>0</u>		
その他の寄附	<u>0</u>	選挙事務所費 <u>0</u>		
その他の収入	<u>0</u>	集会会場費 <u>0</u>		
今回計	<u>0</u>	通信費 <u>0</u>		
前回計	<u>4,392,000</u>	交通費 <u>0</u>		
総 計	<u>4,392,000</u>	印刷費 <u>0</u>		
		広告費 <u>0</u>		
		文具費 <u>0</u>		
		食糧費 <u>0</u>		
		休泊費 <u>0</u>		
		雑 費 <u>73,500</u>		
		今回計 <u>73,500</u>		
		前回計 <u>3,530,837</u>		
		総 計 <u>3,604,337</u>		
報告書受理年月日		平成25年12月6日 第4回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1 選挙の種類 平成25年10月20日執行 天理市長選挙				
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) <u>7,377,500円</u>				
3 報告書の要旨				
候補者氏名	藤本 昭広	所属党派	無所属	9月1日
				第1回
出納責任者氏名	藤本 義秋		期間	10月30日
収 入		支 出		
主たる寄付		人件費 <u>840,000</u>		
氏名・団体名	(職業) (寄附額) 円	家屋費 <u>405,302</u>		
(略)	<u>920,000</u>	選挙事務所費 <u>395,302</u>		
(略)	<u>105,000</u>	集会会場費 <u>10,000</u>		
(略)	<u>105,000</u>	通信費 <u>23,100</u>		
(略)	<u>105,000</u>	交通費 <u>13,057</u>		
(略)	<u>105,000</u>	印刷費 <u>638,548</u>		
(略)	<u>70,000</u>	広告費 <u>223,125</u>		
(略)	<u>70,000</u>	文具費 <u>33,655</u>		
(略)	<u>70,000</u>	食糧費 <u>91,203</u>		
(略)	<u>70,000</u>	休泊費 <u>0</u>		
(略)	<u>70,000</u>	雑費 <u>28,422</u>		
(略)	<u>70,000</u>			
その他の寄附 <u>0</u>		今回計 <u>2,296,412</u>		
その他の収入 <u>1,000,000</u>		前回計 <u>0</u>		
今回計 <u>2,760,000</u>		総計 <u>2,296,412</u>		
前回計 <u>0</u>				
総計 <u>2,760,000</u>				
報告書受理年月日		平成25年10月30日 第1回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1 選挙の種類 平成25年10月20日執行 天理市長選挙				
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) <u>7,377,500円</u>				
3 報告書の要旨				
候補者氏名	藤本 昭広	所属党派	無所属	期間 10月31日 第2回
出納責任者氏名	藤本 義秋			11月14日
収 入		支 出		
主たる寄付		人件費 <u>0</u>		
氏名・団体名	(職業) (寄附額) 円	家屋費 <u>0</u>		
その他の寄附	<u>0</u>	選挙事務所費 <u>0</u>		
その他の収入	<u>0</u>	集会会場費 <u>0</u>		
今回計	<u>0</u>	通信費 <u>168,515</u>		
前回計	<u>2,760,000</u>	交通費 <u>0</u>		
総計	<u>2,760,000</u>	印刷費 <u>0</u>		
		広告費 <u>0</u>		
		文具費 <u>0</u>		
		食糧費 <u>0</u>		
		休泊費 <u>0</u>		
		雑費 <u>0</u>		
		今回計 <u>168,515</u>		
		前回計 <u>2,296,412</u>		
		総計 <u>2,464,927</u>		
報告書受理年月日		平成25年11月18日 第2回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨 1 選挙の種類 平成25年10月20日執行 天理市長選挙 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) <u>7,377,500円</u> 3 報告書の要旨				
候補者氏名	並河 健	所属党派	無所属	期間 10月1日 第1回
出納責任者氏名	中村 博延			10月19日
収 入 主たる寄付 氏名・団体名 (職業) (寄附額) 円 <u>(略) 1,000,000</u> <u>(略) 87,500</u> <u>(略) 87,500</u> <u>(略) 70,000</u> <u>(略) 70,000</u> <u>(略) 70,000</u> その他の寄附 <u>200,000</u> その他の収入 <u>0</u> 今回計 <u>1,585,000</u> 前回計 <u>0</u> 総計 <u>1,585,000</u>		支 出 人件費 <u>670,000</u> 家屋費 <u>298,200</u> 選挙事務所費 <u>190,000</u> 集会会場費 <u>108,200</u> 通信費 <u>0</u> 交通費 <u>19,270</u> 印刷費 <u>0</u> 広告費 <u>11,520</u> 文具費 <u>20,980</u> 食糧費 <u>16,570</u> 休泊費 <u>0</u> 雑費 <u>0</u>  今回計 <u>1,036,540</u> 前回計 <u>0</u> 総計 <u>1,036,540</u>		
報告書受理年月日	平成25年11月5日 第1回報告分			

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1 選挙の種類 平成25年10月20日執行 天理市長選挙				
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) <u>7,377,500円</u>				
3 報告書の要旨				
候補者氏名	並河 健	所属党派	無所属	期間 10月31日 第2回
出納責任者氏名	中 村 博 延			11月 1日
収 入			支 出	
主たる寄付			人件費 <u>0</u>	
氏名・団体名	(職業)	(寄附額) 円	家屋費 <u>100,000</u>	
(略)		<u>1,000,000</u>	選挙事務所費 <u>100,000</u>	
その他の寄附 <u>0</u>			集会会場費 <u>0</u>	
その他の収入 <u>0</u>			通信費 <u>0</u>	
今回計 <u>1,000,000</u>			交通費 <u>0</u>	
前回計 <u>1,585,000</u>			印刷費 <u>0</u>	
総 計 <u>2,585,000</u>			広告費 <u>0</u>	
			文具費 <u>0</u>	
			食糧費 <u>147,000</u>	
			休泊費 <u>0</u>	
			雑 費 <u>0</u>	
			今回計 <u>247,000</u>	
			前回計 <u>1,036,540</u>	
			総 計 <u>1,283,540</u>	
報告書受理年月日		平成25年11月 7日 第2回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1 選挙の種類 平成25年10月20日執行 天理市長選挙				
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) <u>7,377,500円</u>				
3 報告書の要旨				
候補者氏名	並河 健	所属党派	無所属	期間 11月8日 第3回
出納責任者氏名	中村博延			11月8日
収 入		支 出		
主たる寄付		人件費 <u>0</u>		
氏名・団体名	(職業) (寄附額) 円	家屋費 <u>0</u>		
その他の寄附	<u>0</u>	選挙事務所費 <u>0</u>		
その他の収入	<u>0</u>	集会会場費 <u>0</u>		
今回計	<u>0</u>	通信費 <u>0</u>		
前回計	<u>2,585,000</u>	交通費 <u>0</u>		
総計	<u>2,585,000</u>	印刷費 <u>497,040</u>		
		広告費 <u>152,250</u>		
		文具費 <u>0</u>		
		食糧費 <u>0</u>		
		休泊費 <u>0</u>		
		雑費 <u>0</u>		
		今回計 <u>649,290</u>		
		前回計 <u>1,283,540</u>		
		総計 <u>1,932,830</u>		
報告書受理年月日		平成25年11月11日 第3回報告分		

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨				
1 選挙の種類 平成25年10月20日執行 天理市長選挙				
2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) <u>7,377,500円</u>				
3 報告書の要旨				
候補者氏名	並河 健	所属党派	無所属	期間 11月18日 第4回
出納責任者氏名	中 村 博 延			11月18日
収 入		支 出		
主たる寄付		人件費 <u>0</u>		
氏名・団体名	(職業) (寄附額) 円	家屋費 <u>0</u>		
その他の寄附	<u>0</u>	選挙事務所費 <u>0</u>		
その他の収入	<u>0</u>	集会会場費 <u>0</u>		
今回計	<u>0</u>	通信費 <u>123,393</u>		
前回計	<u>2,585,000</u>	交通費 <u>0</u>		
総 計	<u>2,585,000</u>	印刷費 <u>0</u>		
		広告費 <u>0</u>		
		文具費 <u>0</u>		
		食糧費 <u>0</u>		
		休泊費 <u>0</u>		
		雑 費 <u>0</u>		
		今回計 <u>123,393</u>		
		前回計 <u>1,932,830</u>		
		総 計 <u>2,056,223</u>		
報告書受理年月日		平成25年11月25日 第4回報告分		

## 公営企業

(平成26年 1月16日 掲示済)

### 天理市上下水道局公告第1号

平成25年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年 1月16日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

#### 記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
天理市北第9処理分区	東井戸堂町の一部

(平成26年 1月20日 掲示済)

### 天理市上下水道局公告第2号

一般競争入札について

建設コンサルタント業務の委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成26年 1月20日

天理市上下水道事業管理者  
中 谷 博

#### 第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務委託名 下水道管路施設改築・修繕実施設計業務委託
- (2) 業務委託場所 天理市公共下水道区域内
- (3) 業務概要
 

更生工法実施設計	L = 1, 217m
布設替工法実施設計	L = 373m
マンホール改築・修繕実施設計	
標準マンホール	N = 3箇所
特殊マンホール	N = 3箇所
修繕工法実施設計	L = 340m
横断測量	L = 373m
- (4) 履行期限 平成26年3月31日まで
- (5) 予定価格 13,632,150円  
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。） 設定有り。
- (7) 低入札失格基準価格（以下「失格基準価格」という。） 設定有り。

#### 第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して入札参加資格審査申請書（測量及び建設コンサルタント等委託業務）を提出し建設コンサルタント（下水道部門）の登録を受けた業者（奈良県内に本店又は営業所等（当該営業所等が局に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件をすべて満たしたものであること。
- (2) 次の条件をすべて満たしていること。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - ② 過去5年以内（平成20年4月1日から公告日まで。以下同じ。）に同種の業務（公共下水道設計業務で、管更生工法を含む下水道管路施設改築・修繕等に係る実施設計業務を言う。以下同じ。）を契約金額400万円以上で元請実績を有する者であること。
  - ③ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。
  - ④ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
  - ⑤ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件をすべて満たす技術者をこの業務を行う期間中配置できること。
  - ① 管理技術者として、技術士（総合技術監理部門「下水道」又は上下水道部門「下水道」）の資格を有する者で、過去5年以内に同種の業務に管理技術者として従事し、履行完了した実績を有する

者

- ② 照査技術者として、技術士（総合技術監理部門「下水道」又は上下水道部門「下水道」）又はRCCM（下水道部門）の資格を有する者
- ③ 担当技術者（1名まで）は、技術士（総合技術監理部門「下水道」又は上下水道部門「下水道」）又はRCCM（下水道部門）の資格を有する者及び過去5年以内に同種の業務に従事し、履行完了した実績を有する者
- ④ 管理技術者、照査技術者は、入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線 838

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

(3) 競争入札参加申込書の提出の期間、場所及び方法

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 (1)に同じ。
- ③ 提出部数 1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(4) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」という。）の提出の期間、場所及び方法

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 (1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

(5) 仕様書公開の日時及び場所

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 (1)に同じ。

(6) 仕様書に対する質問書は、下記期限までに提出するものとする。（質疑がない場合は提出の必要ありません。）

- ① 提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 (1)に同じ。
- ③ 提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(7) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。

(8) 競争入札参加者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

(9) 入札書の到着期限日及び送付先

- ① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留  
天理市上下水道局 総務課 行

(10) 開札日時及び場所

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10  
天理市上下水道局

第4 競争入札参加資格の確認

- (1) 落札候補者は、入札説明書に定めるところにより、開札後、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

第5 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。

- (2) 天理市契約規則（昭和40年 8月天理市規則第22号）第 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前 2 号にかかわらず、下記によるものとする。
  - ① 調査基準価格を下回る入札を行った者（失格基準価格を下回る入札を行った者を除く。）を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち、低入札価格調査を行い落札者を決定するものとする。
  - ② 調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 失格基準価格を下回る入札を行った者は失格とする。

第 6 その他

(1) 入札の失格等

本入札説明書に規定した競争入札参加資格がない者のなした入札、第 2 に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書及び仕様書において示した入札条件に違反した入札は失格又は無効とする。

(2) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、競争入札参加者が 3 者未満となったとき又は開札時に競争入札参加者が 3 者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

(3) 入札結果の公表等

落札者決定後、競争入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除
- ② 契約保証金 免除

第 7 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第 8 問い合わせ先

天理市上下水道局 総務課 庶務係  
電話番号 0743-63-1001 内線 838

## 別表（入札日程）

下水道管路施設改築・修繕実施設計業務委託	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年 1 月 20 日（月）から 平成26年 1 月 27 日（月）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
競争入札参加申込書の 提出期間 仕様書の公開期間	平成26年 1 月 21 日（火）から 平成26年 1 月 27 日（月）まで
質問書の提出期限	平成26年 1 月 31 日（金）
質問書への回答日	平成26年 2 月 5 日（水）
入札書到着期限日	平成26年 2 月 17 日（月）
開札の日時	平成26年 2 月 18 日（火） 午前10時00分
競争入札参加資格確認書 等の提出（落札候補者に なった者のみ）	平成26年 2 月 19 日（水） 正午まで

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。